

おくやみ ハンドブック

香 取 市

～ご遺族の方の様々なお手続きのご案内～

2024年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年10月発行

発行：香取市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

『信頼できる業者に全て一括で対応して欲しい』の
ご要望にお応えしました!!



株式会社
AGOT にお任せ下さい。

思い出の整理と新たな一歩を支援

故人様の大切な思い出の品を、ご家族に代わって真心込めて整理いたします。
お片付けからその後の清掃、供養、相続や売却などの手続き、遺品整理で出た
品物のお買取りまで、アゴットならワンストップで対応可能になります。

※一部業務は提携業者をご紹介します。



女性スタッフによる温かみのある対応

お部屋の中の作業は女性スタッフが中心になって行います。
男性に見られるのは・・・というお声に配慮しております。



スペシャリストによる確かな技術

遺品整理士、事件現場特殊清掃士などの
遺品整理に欠かせない技術を持った
スペシャリストが遺品整理、生前整理、
特殊清掃を行っております。



SDGsへの取り組み

家具や雑貨は海外に輸出してリユース
し、家電、衣類、紙は可能な限りリサイ
クルします。大切にしていた品物を捨てる
のではなく『つなぐ』
それも我々の使命だと考えています。

古物商許可証 千葉県公安委員会許可 第441400001439号 一般廃棄物は提携業者に委託しています

株式会社AGOT(アゴット)

☎ **0120-944-633**

✉ agotplanning@gmail.com

🌐 <https://agot-chiba.com/>

📍 〒264-0028 千葉県千葉市若葉区桜木6丁目21-3

【受付時間】 8:00 ~ 20:00

詳しくはHPをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶



貴金属、切手、古銭、骨とう品、ブランド品
買取専門店始めました!

買取
強化中

全国チェーンだから安心!

☎ **0120-929-700**

✉ tsurusawacho@otakaraya.jp

📍 千葉市中央区鶴沢町5-7

【営業時間】 10:00 ~ 18:00 年中無休

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
本ハンドブックに掲載されている手続きがすべてとは限りませんが、
どんな手続きがあるのかの手がかりの一つとして、
ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

亡くなった後の手続きの一般的な流れ

7日
以内

- 死亡届の提出

14日
以内

- 国民健康保険等の手続き
- 年金関係の手続き

3ヶ月
以内

- 遺言調査・遺言書の検認
- 相続放棄

4ヶ月
以内

- 所得税の準確定申告

10ヶ月
以内

- 遺産分割協議
- 相続税の申告

市役所での詳しい手続きについては、次ページ以降に掲載していますので、
ぜひそちらもご確認ください。

市役所での手続きチェックリスト

区分	手続きが必要な人	主な手続き	担当課	参照ページ
戸籍	戸籍謄本等が必要	●窓口 ●郵送	市民課	5
	他市区町村（香取り市以外）の戸籍謄本等が必要	●窓口		
保険	国民健康保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		6
	後期高齢者医療保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●相続人代表者の届出		
年金	国民年金に加入している	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		7
	国民年金を受給している	●未支給年金請求		
介護	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険被保険者証等の返還 ●介護保険料・高額介護サービス費に関する相続人代表届	高齢者福祉課	7
高齢者	次のいずれかを利用している 緊急通報システム、 認知症高齢者等家族支援サービス	●緊急通報装置の喪失届 ●徘徊高齢者等見守りシール利用辞退届		
税金	市県民税・固定資産税・ 軽自動車税の課税（納付義務）に 該当している	●相続人代表者の指定	税務課	8
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の名義変更		
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		
障害	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納	社会福祉課	9
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過福祉手当、特別児童扶養手当、 在宅重度知的障害者及び ねたきり身体障害者福祉手当、 心身障害児福祉手当、 小児慢性特定疾患見舞金	●資格喪失届		
	自立支援医療受給者証（精神通院） をお持ちの方	●受給者証返還届		
	重度心身障害者医療費助成を 受給している方	●資格喪失届 ●振込口座の変更		
	心身障害者扶養年金制度を 利用している（扶養年金）	●死亡・重度障害届		

区分	手続きが必要な人	主な手続き	担当課	参照ページ
子ども	児童手当の支給対象児童または受給者である	(児童手当支給対象の児童の方) ●受給事由消滅または減額改定 (児童手当を受給している方) ●新規認定請求、未支払請求	子育て支援課	10
	ひとり親家庭になる、 父母にかわって養育者が 児童を養育することになる	●児童扶養手当新規認定請求 ●ひとり親家庭等医療費等助成資格申請		
	児童扶養手当・ひとり親等医療費等 助成を受給している方の同居者が 死亡した	●児童扶養手当支給停止関係 ●ひとり親家庭等医療費等 助成受給資格変更		
	児童扶養手当の支給対象児童 または受給者である	●受給事由消滅または減額改定 ●未支払請求		11
	子ども医療費助成を受給している方 (保護者・対象児童)	(保護者) ●保護者の変更 (対象児童) ●資格喪失		
	ひとり親家庭等医療費助成を受給し ている方(保護者・対象児童)	●資格喪失 ●資格変更		
	保育所(園)・認定こども園に 入所している児童または そのきょうだい・保護者(入所申請中 の場合を含む)	(入所している児童) ●退所の届出 (きょうだい・保護者) ●教育・保育給付認定変更届出 ●振替口座の変更		こども家庭センター (はぐハートかとり)
	子ども(18歳未満)の養育に関する 相談のある方	—		
水道	水道を利用していた	●水道の閉栓 ●使用者の変更 ●名義変更 ●振替口座の変更	水道課	
下水道	下水道使用者(構成員)である・ 井戸水を使用している	●料金支払方法変更連絡、使用中止の連絡 ●世帯人数変更の連絡	下水道課	
くらし	お住まいが空き家となる場合	●窓口 ●郵送	都市整備課	13
市営住宅	市営住宅に入居している	●市営住宅継承入居承認申請 ●市営住宅の明渡し(退去)		
墓地・霊園	市営墓地の使用者である	●墓地の承継の届出		
畜犬	犬を飼っている	●所有者の変更届	環境安全課	14
ごみ	ごみの処理(持込)が必要な方	●搬入票の入手(入手先) ●伊地山クリーンセンター及び 長岡不燃物処理場へ搬入		
森林	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の 規定による届出	農政課	
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出	農業委員会事務局	
農業者年金	農業者年金受給者の方	●死亡関係届出		

解体 分別 リサイクル

見積・相談
無料!

どこよりも**地球にやさしい**を目指して

秀じい解体

解体エリア

千葉県全域・東京・茨城・埼玉の一部



秀じい解体のおすすめポイント!



木造住宅解体に特化した会社!

創業1971年以来、**年間500棟以上の木造解体実績**があり、たくさんのお客様に喜ばれてきました。解体工事の作業はもちろん、近隣へのご挨拶・清掃・対応もきちんと行い、信頼していただけるように努めております。

自社所有のリサイクル工場あり!

千葉県は日本でトップの不法投棄が多い県ですが当社は自社保有の工場で解体廃材を適切にリサイクルしております。また生活用品等の処分についても回収業者と連携いたします。

※環境省調査「不法投棄等の状況(令和2年度)」より

クレジットカードで分割可能!

解体工事はお金がかかります。中には現金や振込で全額すぐには支払えないという方もいらっしゃると思います。**当社ではクレジットカードの分割対応が可能です。**
※適用するクレジットカードはHPよりご確認ください。

解体木材を農業で再利用!



解体木材を発酵させ堆肥を作り、**自社で農業も行っております。**どこよりも地球にやさしい解体を目指しています。詳しい内容はHPに!

グループ
会社



ベリーいっぱい!の観光農園

成田ファームランド

成田市所1199-1

TEL.0476-73-8314



秀じい解体(秀工業株式会社)

香取事業所

TEL.0478-50-9135

受付時間/8:30~17:30 定休日/日曜・祝日
千葉県香取市鳥羽218-1

本社 千葉県成田市所1245-2
東京出張所 埼玉県三郷市戸ヶ崎3-556-2
TEL.048-951-3350

●産業廃棄物収集運搬業/千葉県 01200021649
●解体工事業許可番号/千葉県知事(般-2)第16718号



ご遺族メモ

市役所以外での主な手続き一覧

区分	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関 等
	株式等	名義変更	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封	千葉家庭裁判所 佐原支部 0478-52-3040
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル 0120-151515 有料ダイヤル 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納	香取警察署 0478-54-0110
	普通自動車・バイク (125ccを超えるもの)	廃車・名義変更	千葉運輸支局 050-5540-2022
	軽自動車	廃車・名義変更	軽自動車検査協会 千葉事務所 050-3816-3114
	クレジットカード	解約	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	千葉地方法務局香取支局 0478-58-3391
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告	佐原税務署 0478-54-1331
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	厚生年金	遺族厚生年金請求等	佐原年金事務所 0478-54-1442
	共済年金	遺族共済年金請求等	各共済組合



浄土宗
東光山宝樹院

葬儀

各種法要

年回法要
新盆・初盆法要
お彼岸法要
開眼法要
閉眼法要
納骨法要
墓地改葬法要
水子供養
人形供養
ペット供養

※檀家以外も承っております
※法要後に檀家になる
必要はありません

来迎寺



法要のご相談・お申込み

電話/0478-83-9319

FAX/0478-83-4701

Mail/info@raikoji.com

住所/香取市貝塚2005

<https://raikoji.com/>



愁彩苑

0120-039-544

-24時間365日受付-

葬儀・位牌・仏具

事前事後のご相談

香取郡東庄町笹川い5549-3



二木屋は
地元で半世紀

市役所での手続き

戸籍謄本等が必要

本籍地が香取市で香取市に死亡届を提出された場合は、内容に問題がなければ土日祝日を除き7日程度で死亡事項が戸籍に記載されます。

手続き・持ち物

●窓口

☐ 本人確認書類

☐ 委任状(配偶者または直系血族以外の方が請求する場合)

●郵送

請求方法等について戸籍住民班へお問い合わせください。

市民課 戸籍住民班 本庁舎1階2番窓口 0478-50-1210

小見川支所 市民福祉班 0478-82-1114

山田支所班 0478-78-2111

栗源支所班 0478-75-2111

受付窓口

他市区町村(香取市以外)の戸籍謄本等が必要

他市区町村の戸籍謄本等が必要な場合は、被相続人の配偶者もしくは直系の方で、かつ、顔写真付き本人確認書類を持参いただければ、原則下記窓口で取得が可能です。

直近で死亡届を提出している場合、戸籍への反映に時間を要します。

手続き・持ち物

●窓口

☐ 顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

市民課 戸籍住民班 本庁舎1階2番窓口 0478-50-1210

小見川支所 市民福祉班 0478-82-1114

山田支所班 0478-78-2111

栗源支所班 0478-75-2111

受付窓口

国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

●各種証の返納

☐ 亡くなった方の国民健康保険証 ☐ 亡くなった方の各種認定証

※葬祭費のお手続きの際にお持ちください。

●葬祭費の支給申請

☐ 会葬礼状等(喪主または施主の名前が確認できる書類)

☐ 喪主または施主名義の通帳

☐ 亡くなった方の国民健康保険証

●高額療養費等の申請および振込口座の変更

市民課 国民健康保険班 本庁舎1階4番窓口 0478-50-1228

小見川支所 市民福祉班 0478-82-1114

受付窓口

期限

葬祭費の支給申請:葬祭を行った日の翌日から2年以内

後期高齢者医療保険に加入している

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

☐ 保険証等

●葬祭費の支給申請

☐ 会葬礼状等(喪主の名前が確認できる書類) ☐ 印鑑(朱肉をつけるもの)

☐ 喪主名義の通帳 ☐ 亡くなった方の保険証

●相続人代表者の届出

☐ 相続人名義の通帳(配偶者または直系の親族)

☐ 印鑑(朱肉をつけるもの)

受付窓口

市民課 年金・高齢者医療班 本庁舎1階4番窓口 0478-50-1228

小見川支所 市民福祉班 0478-82-1114

期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

国民年金に加入している

●遺族基礎年金の請求(国民年金加入中・受給中の方が亡くなられたとき)

故人が国民年金加入中、または老齢基礎年金受給中、または保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき、ご遺族が次に該当する場合遺族基礎年金として受け取ることができます。「子のある配偶者」または「子」(「子」18歳到達の年度末までの子または20歳未満で障害年金の障害等級1級もしくは2級の障害状態にある子)

●寡婦年金の請求

故人が10年以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があり老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなったとき、ご遺族が次に該当する場合寡婦年金として受け取ることができます。夫に生計を維持され、婚姻期間が10年以上ある60歳から65歳未満である妻

●死亡一時金の請求(年金を受け取ることなく亡くなられた方の遺族に支払われる一時金)

国民年金加入中に36月以上の納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなったとき、ご遺族が次に該当する場合死亡一時金として受け取ることができます。生計を同じくし、請求の優先順位:配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

手続き・持ち物

●遺族基礎年金の請求

☐ 亡くなった方と請求者の関係のわかる戸籍 ☐ 死亡診断書の写し

☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 請求者の預金通帳

●寡婦年金の請求

☐ 亡くなった方と請求者の関係のわかる戸籍 ☐ 死亡診断書の写し

☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 請求者の預金通帳

●死亡一時金の請求

☐ 亡くなった方と請求者の関係のわかる戸籍

☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 請求者の預金通帳

※上記以外の書類が必要になる場合があります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

市民課 年金・高齢者医療班 本庁舎1階4番窓口 0478-50-1228

小見川支所 市民福祉班 0478-82-1114

期限

遺族基礎年金・寡婦年金(時効は5年)死亡一時金(時効は2年)

国民年金を受給している

●未支給年金の請求

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当する場合は、亡くなった月の分まで未支給年金として受け取ることができます。年金受給者である故人と生計を同じくし、優先順位：配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

手続き・持ち物

●未支給年金請求

- ☐ 年金証書 ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの
- ☐ 生計同一にしていた遺族の預金通帳
(請求の優先順位：配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他の三親等内の親族)
- ☐ 亡くなった方と請求者の関係のわかる戸籍

受付窓口

市民課 年金・高齢者医療班 本庁舎1階4番窓口 0478-50-1228
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1114

65歳以上または介護認定を受けている

65歳以上の方又は、要介護(要支援)認定を受けていた方が亡くなった場合に、お手続きが必要になります。

手続き・持ち物

●介護保険被保険者証等の返還

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担割合証(認定をお持ちの方のみ)
- ☐ 介護保険負担限度額認定証(該当者のみ)

●介護保険料・高額介護サービス費に関する相続人代表届

- ☐ 相続人の代表者指定届書(介護保険)
- ☐ 相続人の預貯金通帳

受付窓口

高齢者福祉課 保険管理班 本庁舎1階8番窓口 0478-50-1208
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

すみやかに

次のいずれかを利用している 緊急通報システム、認知症高齢者等家族支援サービス

緊急通報システム、認知症高齢者等家族支援サービスを利用されている方が亡くなった場合に
お手続きが必要になります。

手続き・持ち物

●緊急通報装置の喪失届

無

●徘徊高齢者等見守りシール利用辞退届

無

受付窓口

高齢者福祉課 高齢者支援班 本庁舎1階8番窓口 0478-50-1208
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115
山田支所 0478-78-2111
栗源支所 0478-75-2111
(支所では緊急通報装置の喪失届のみ)

期限

すみやかに

市県民税・固定資産税・軽自動車税の課税(納付義務)に該当している

●市県民税

被相続人となる方が課税となっている場合、香取市役所から親族の方あてに納付書が届きます(または既に届いている場合もございます)ので、そちらでお納めください。

また相続人となり得る方が複数いらっしゃる場合などで、香取市役所から「相続人代表者指定届」のご案内が届くことがございます。その際には案内に沿ってお手続きください。

●固定資産税

市内に住民票がある方:香取市役所から「相続人代表者指定届」のご案内が届きますので、それに沿ってお手続きください。

市外に住民票がある方:香取市役所までお問い合わせください。

●軽自動車税

被相続人となる方が課税となる車両を所有している場合、香取市役所から親族の方あてに納付書が届きます(または既に届いている場合もございます)ので、そちらでお納めください。

名義変更等の取扱窓口は、車種によって異なります。

手続き・持ち物

●相続人代表者の指定

無

受付窓口

税務課 資産税班 本庁舎1階5番窓口 0478-50-1223

税務課 市民税班 本庁舎1階6番窓口 0478-50-1242

期限

市内に住民票がある方:ご案内記載の期日(固定資産税)

未登記家屋を所有している

登記されている土地や家屋も所有している場合:先に法務局で相続登記の手続きを行ってください。その後、香取市役所から「家屋補充課税台帳登載者変更届」をお送りしますので、それに沿ってお手続きください。

未登記家屋以外に固定資産を所有していない場合:香取市役所までお問い合わせください。

手続き・持ち物

●未登記家屋の名義変更

無

受付窓口

税務課 資産税班 本庁舎1階5番窓口 0478-50-1223

期限

すみやかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

手続き・持ち物

●廃車手続き・名義変更

☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート

☐ 運転免許証などの本人確認証

☐ 相続人本人以外の方が手続きに来庁する場合は委任状

受付窓口

税務課 市民税班 本庁舎1階6番窓口 0478-50-1242

小見川支所 市民福祉班 0478-82-1114

山田支所 0478-78-2111

栗源支所 0478-75-2111

期限

所有したとき、および申告内容に変更が生じたときは、15日以内に、所有者でなくなったときは、30日以内に申告してください。

次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

●各種障害者手帳の返納

☐ 障害者手帳

受付窓口

社会福祉課 障がい者支援班 本庁舎1階10番窓口 0478-50-1252
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、 特別児童扶養手当、在宅重度知的障害者及び ねたきり身体障害者福祉手当、心身障害児童福祉手当、 小児慢性特定疾患見舞金

手続き・持ち物

●資格喪失届

障がい者支援班へお問い合わせください。

受付窓口

社会福祉課 障がい者支援班 本庁舎1階10番窓口 0478-50-1252
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方

手続き・持ち物

●受給者証返還届

☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)

受付窓口

社会福祉課 障がい者支援班 本庁舎1階10番窓口 0478-50-1252
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

重度心身障害者医療費助成を受給している方

手続き・持ち物

●資格喪失届

☐ 重度心身障害者医療費受給券(そら色)

●振込口座の変更

☐ ご家族代表者の通帳

☐ 印鑑

受付窓口

社会福祉課 障がい者支援班 本庁舎1階10番窓口 0478-50-1252
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

心身障害者扶養年金制度を利用している(扶養年金)

手続き・持ち物

●死亡・重度障害届

状況により手続き内容が異なります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

社会福祉課 障がい者支援班 本庁舎1階10番窓口 0478-50-1252
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

児童手当の支給対象児童または受給者である

手続き・持ち物

(児童手当支給対象の児童の方)

● 受給事由消滅または減額改定

無

※状況により手続き先が異なります。事前にお問い合わせください。

(児童手当を受給している方)

● 新規認定請求、未支払請求

□ 新しい受給者及び対象児童の金融機関口座のわかるもの

※状況により手続き先が異なります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て推進班 本庁舎1階9番窓口 0478-50-1257
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

亡くなった後15日以内

ひとり親家庭になる、父母にかわって養育者が児童を養育することになる

相談受付を行いますので、子育て支援課・小見川支所市民福祉班へできる限りすみやかにご相談ください。

手続き・持ち物

● 児童扶養手当新規認定請求

● ひとり親家庭等医療費等助成資格申請

※状況により手続き内容が異なります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て推進班 本庁舎1階9番窓口 0478-50-1257
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

亡くなった後14日以内

児童扶養手当・ひとり親等医療費等助成を受給している方の同居者が死亡した

手続き・持ち物

● 児童扶養手当支給停止関係

無

※状況により手続き内容が異なります。事前にお問い合わせください。

● ひとり親家庭等医療費等助成受給資格変更

無

※状況により手続き内容が異なります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て推進班 本庁舎1階9番窓口 0478-50-1257
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

亡くなった後14日以内

児童扶養手当の支給対象児童または受給者である

手続き・持ち物

●受給事由消滅または減額改定

無

※状況により手続き内容が異なります。事前にお問い合わせください。

●未支払請求

☐ 対象児童の金融機関口座のわかるもの

※状況により手続き内容が異なります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て推進班 本庁舎1階9番窓口 0478-50-1257
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

亡くなった後14日以内

子ども医療費助成を受給している方(保護者・対象児童)

手続き・持ち物

(保護者)

●保護者の変更

☐ 新しい保護者の金融機関口座のわかるもの

(対象児童)

●資格喪失

☐ 子ども医療費助成受給券

※状況により必要なものが異なります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て推進班 本庁舎1階9番窓口 0478-50-1257
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

すみやかに

ひとり親家庭等医療費助成を受給している方(保護者・対象児童)

手続き・持ち物

●資格喪失または資格変更

☐ ひとり親等医療費等助成受給券

※状況により手続き内容が異なります。事前にお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て推進班 本庁舎1階9番窓口 0478-50-1257
小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

すみやかに

保育所(園)・認定こども園に入所している児童 またはそのきょうだい・保護者(入所申請中の場合を含む)

手続き・持ち物

(入所している児童)

●退所の届出

無

(きょうだい・保護者)

●教育・保育給付認定変更届出

無

●振替口座の変更

(口座振替先の変更がある場合)

☐ キャッシュカード、本人確認書類

受付窓口

子育て支援課 保育班 本庁舎1階9番窓口 0478-79-6158

小見川支所 市民福祉班 0478-82-1115

期限

すみやかに

子ども(18歳未満)の養育に関する相談のある方

受付窓口

こども家庭センター(はぐハートかとり) 0478-79-0922

家庭児童相談室 0478-50-1121

水道を利用していた

手続き・持ち物

●水道の閉栓

☐ 水道使用中止(廃止)届

●名義変更

☐ 給水装置所有者変更届

☐ 戸籍謄本の写しなど

●使用者の変更

☐ 水道使用者変更届

●振替口座の変更

☐ 香取市水道料金・

下水道使用料口座振替申込書

☐ 届出印

受付窓口

・水道の閉栓、使用者の変更

香取市水道料金センター(ヴェオリア・ジェネッツ(株))0478-54-3335

香取市佐原イ3746番地1

・名義変更

水道課 0478-55-8383

香取市玉造734番地1

・振替口座の変更

各金融機関(届出印の照合を行います)

下水道使用者(構成員)である・井戸水を使用している

手続き・持ち物

●料金支払方法変更連絡、使用中止の連絡

(口座振替先の変更がある場合)

☐ 口座番号等のわかるもの、届出印

●世帯人数変更の連絡

無

受付窓口

香取市水道料金センター(ヴェオリア・ジェネッツ(株))0478-54-3335

香取市佐原イ3746番地1

期限

すみやかに

お住まいが空き家となる場合

・お住まいになっていた家が空き家になり、売却や賃貸で活用する考えがある場合は「空き家バンク制度」を利用できる場合がありますので、お問い合わせください。

空き家バンク制度とは・・・空家等の売却や賃貸を希望する所有者と、空家等に居住の為に購入や借受を希望する方を紹介する制度で、利用には登録が必要です。

手続き・持ち物

●窓口

☐ 本人確認書類

●郵送

方法等につきましては都市整備課住宅班にお問い合わせください。

受付窓口

都市整備課 住宅班 本庁舎3階 0478-50-1214

市営住宅に入居している

市営住宅に入居している方が死亡したとき状況に応じ、次の手続きが必要です。

・市営住宅の名義人が死亡し、残された世帯員が新たに名義人となる場合、市営住宅継承入居承認申請が必要です。

・市営住宅に入居している方が死亡し、市営住宅を退去する場合、市営住宅の明渡し(退去)手続きが必要です。

手続き・持ち物

●市営住宅継承入居承認申請

☐ 本人確認書類

●市営住宅の明渡し(退去)

☐ 本人確認書類

受付窓口

都市整備課 管理班 本庁舎3階 0478-50-1214

期限

すみやかに

市営墓地の使用者である

・墓地承継者が市内在住の場合：保証人必要なし。

・承継者が市外在住の場合：保証人が必要。(保証人が必要な場合は、保証人の住民票が必要。)

手続き・持ち物

●墓地の承継の届出

☐ 墓地使用权承継届

☐ 承継原因を証明する書類(死体埋火葬許可証など)

☐ 住民票謄本(承継者本人のもの)

☐ 承継者と被承継者との続柄を明らかにする書類(戸籍謄本など)

☐ 墓地使用許可証

受付窓口

環境安全課 本庁舎3階 0478-50-1248

小見川支所 支所管理班 0478-82-1116

犬を飼っている

手続き・持ち物

●所有者の変更届

☐ 犬の登録事項変更届出書

受付窓口

環境安全課 本庁舎3階 0478-50-1248

小見川支所 支所管理班 0478-82-1116

ごみの処理(持込)が必要な方

一時多量ごみの処理

一度に多量にでるごみ処理は、ご自分で直接処理施設(伊地山クリーンセンター・長岡不燃物処理場)へ搬入してください。運転免許証、搬入車両がないなどの場合は、一般廃棄物収集運搬の許可を得た業者に依頼することができます。

手続き・持ち物

●搬入票の入手

●伊地山クリーンセンター及び長岡不燃物処理場へ搬入

☐ 搬入者の身分証明書(運転免許証等)

☐ 搬出元が記載された公的証明書(市税通知書・電気ガス水道料金表等)

環境安全課 本庁舎3階 0478-50-1248

香取広域市町村圏事務組合 0478-78-1311

伊地山クリーンセンター 0478-59-2148

長岡不燃物処理場 0478-78-2144

受付窓口

森林を所有している

故人が森林を所有していた場合、森林所有の届出をしてください。

(森林とは都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。)

手続き・持ち物

●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

☐ 森林の土地の所有者届書

☐ 相続した森林の位置図(任意の図面に大まかな位置を記入)

☐ 登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類(写)

受付窓口

農政課 生産振興班 本庁舎3階 0478-50-1258

期限

相続開始の日から90日以内

農地を相続された方

届出書は農業委員会にあります。本人以外が届出する場合は委任状が必要です。

注:農地の貸し借りがある場合は、別途手続きが必要となることがあります。

手続き・持ち物

●農地法第3条の3第1項の規定による届出

☐ 届出書 ☐ 印鑑 ☐ 登記完了証等の写し

☐ 委任状(本人以外が届出する場合)

受付窓口

農業委員会事務局 農地班 本庁舎2階 0478-50-1226

農業者年金受給者の方

死亡関係届出書用紙は農協にあります。未支給年金を請求する場合は、受給者との続柄が確認できる書類と請求者の振込先口座のわかるものが必要となります。

手続き・持ち物

●死亡関係届出

☐ 死亡関係届出書 ☐ 農業者年金証書 ☐ 印鑑

☐ 受給者の戸籍(除籍)謄本

受付窓口

問い合わせ先 農業委員会事務局 管理班 本庁舎2階 0478-50-1226
JA(農業協同組合)

ご遺族メモ

ご遺族メモ

香取市
エリア
地域密着企業

相続した不動産のお悩みは

株式会社

リビング&ルームが解決いたします。

この度はお悔やみ申し上げます。

急な相続が発生し、まず何をしたらよいか迷われる事が多いと思います。

弊社は経験豊富なスタッフが、お客様のお悩みに寄り添い解決までサポートいたします。

「思い出の不動産を売りたい」



不動産の 売却

売却・買取で迷っている方は、まずは**無料査定**をご利用ください。地元密着企業だからこそ知っている地場での知識を活かし、最適にサポートいたします。

「相続での親族間のトラブルを避けたい」



不動産 相続

上級相続支援コンサルタントが在籍しております。
不動産相続のプロがお客様のお悩みに寄り添い、アドバイスや提案をいたします。不慣れな手続きや相続税の事もご相談ください。

「空き家になりそうなので有効活用したい」



空き家の 管理・活用

人が住まない不動産は傷みが激しくなり老朽化が進むといわれています。煩雑な「賃貸管理」でも私たちがサポートいたします。不動産を活用しての賃貸収益についても、是非ご相談ください。

Living & Room

株式会社リビング&ルーム

〒287-0002 香取市北3丁目2-28

FAX:0478-54-1122

免許番号/千葉県知事(3)第16070号

まずはご相談ください

0478-54-0111

営業時間/09:30~18:00 定休日/水曜日

HPIはコチラ



代理人選任届(委任状)

(あて先)香取市長

令和 年 月 日

代理人(窓口に来る方)

住 所	
氏 名	
生年月日	明 大 昭 平 年 月 日

委任事項

【戸籍証明書】

本籍地：千葉県香取市

筆頭者：

- ・戸籍謄本 通
- ・ の戸籍抄本 通
- ・ の出生から死亡までの戸籍 通
- ・その他() 通

【住民票】

- ・世帯全員の住民票の写し 通
- ・ の住民票の写し 通
- ・ の住民票の除票 通
- ・その他() 通

上記の者を代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

委任者(頼む方)

住 所	
氏 名	
生年月日	明 大 昭 平 年 月 日
電話番号	

※必ず委任者(頼む方)が自署してください

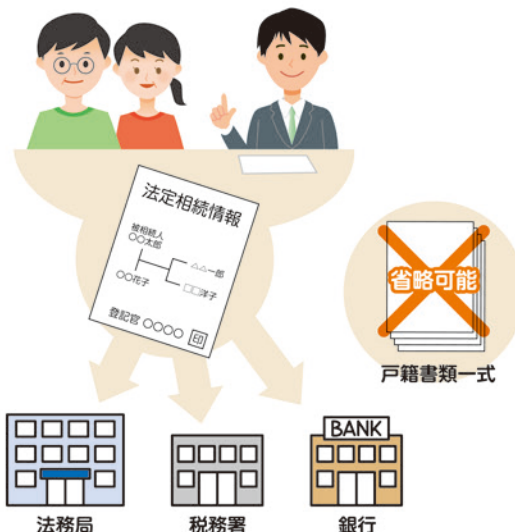
※代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参ください

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したことが及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

ご遺族メモ

お仏壇選びのお悩みに 匠の技で応えます

自宅のスペースにあう
仏壇の選択肢が
少ない……

はじめてなので
何もわからない……

身近に仏事に関する
相談相手がいない……

永年の実績を誇る「末廣」なら、皆様のお悩みに合わせて
経験豊富なスタッフと、ベテランの職人が
おうちにぴったりのお仏壇をご提案します。

的確なわかりやすい説明で、
安心してご相談いただけるよう努めています。

末廣のお仏壇

元家具屋だからこそ造れる、使い勝手の良いお仏壇。
時代と暮らしに合わせた、お客様だけのお仏壇を
ベテランの職人が製作いたします。

自社製造販売

オリジナル
オーダー仏壇

はじめてのお仏壇選びの際はもちろん、
新築、リフォームなど、
仏壇・仏具のことなら
なんでもご相談ください！

ご自宅に訪問して現場でのアドバイスも可能です。

まずはお気軽に
お問合せください
受付時間 9:00～18:30

0478-58-1714

自社製造販売 仏事のプロ集団



すえ ひろ
お仏壇の末廣

HPはこちら



有限会社末廣家具 〒287-0036 香取市観音177-5



相続手続

ご相談ください

不動産名義変更 預貯金解約

相続は、手続きが遅くなるほど不利益を被る可能性が高くなります。
できる限り早く手続きを済ませるためにも、
年間350件以上の相談実績がある当事務所へお気軽にご相談ください。
(ご来所の際はご予約いただけますと幸いです)

司法書士法人 菅谷石橋事務所

■ 小見川支店

〒289-0314 香取市野田219番地1

☎0478-79-5655

【営業時間】10:00～16:00 【定休日】土日祝

■ 本店

〒289-2605 旭市琴田2815番地6

☎0479-74-8361

【営業時間】9:00～18:00 【定休日】土日祝

ホームページもご覧ください▶ <https://sugaya-office.com/>



ご自身の
相続時期を
ご確認ください

2024年4月1日から相続登記が義務化されました

相続が発生したことを知ってから**3年以内**に不動産の相続登記手続きを行わないと、**10万円以下の過料**が科せられる可能性があります。

※過去に相続した不動産も対象